

令和 6 年度
第 1 回武蔵野市いじめ問題対策委員会

令和 6 年 6 月 2 5 日
於 武蔵野市役所教育委員会室

武蔵野市教育委員会

◎開会

◎委嘱状交付

○高丸統括指導主事 開会に先立ちまして、4点確認をさせていただきます。

1点目、まず委嘱状の交付でございます。昨年度から継続で委員を務めていらっしゃる方の机上にはございません。今年度新たに委嘱させていただく方のみ机上配付をさせていただいております。お名前等ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目、配付資料の確認でございます。本日お配りしている次第の下に配付資料を書かせていただいております。

まず、配付させていただいているのが委嘱状、こちらは先ほどお話しさせていただいたとおりです。そして、次は次第、そして、その裏面が本委員会の名簿となっております。そして、次が資料1、武蔵野市子どもの権利条例、続いて資料2、武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則、資料3、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、資料4、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策、資料5、こちらタイトルはありませんけれども、武蔵野市いじめ防止基本方針の掲示資料となっております。こういった資料でございます。そして、資料6、安心できる学校生活を送るためのアンケート、資料7、いじめ防止の取組をより実効的なものにするためにふれあい月間「学校シート」の活用、資料8、保護者の皆様へ「9月は「いじめ防止重点月間」です」と書かれた資料、そして、資料9、令和5年度武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の報告となっております。

不足のものなどございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続いて3点目でございます。後ほど詳しくお話しさせていただきますが、本委員会でお伝えする内容あるいは審議の際に知り得た秘密については守秘義務ということになっておりますので、ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

4点目、委員会の議事録につきましては、皆様のお名前を伏せた状態で後日、市のホームページで公開をする予定でございます。ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、議事録につきましては、後日確認の連絡はさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより委員会を始めますが、進行につきましては、昨年度に引き続

き委員長の有村先生にお願いしたいというふうに思います。有村委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 皆さん、こんにちは。

司会ということで進行を務めさせていただきます東京聖栄大学の有村でございます。よろしくお願いします。

去年1回この会議をやりまして、そのときに年2回ぐらいやったほうがいいんじゃないかという話が委員の皆さんからも出て、こういう会議になったと思うんですけども、今日は本年度第1回ということで皆さんと再びお集まり、また、今日は新しくお見えの方もいらっしゃいますので、その方も含めていろいろ多角的な意見をいただければというふうに思っております。

ただいまより第1回の対策委員会を開きたいと思います。

◎教育委員会あいさつ

○委員長 今年度最初でございますので、教育委員会よりご挨拶をいただきます。

荒井指導課長からよろしくお願いいたします。

○荒井指導課長 では、改めまして委員の皆様、こんにちは。指導課長の荒井でございます。

本委員会は、今、有村委員長からもお話がありましたように昨年度から実施をしております、今年度は第1回ということになります。年間2回の開催を予定してございます。

残念ながら国全体を見ると、いじめ事件はもう今もとどまるところなく非常に悲惨なケースということも散見されております。本市におきましても、いじめ問題はよそ事ではなくて、常に学校で起きていることと思って各学校の管理職、それから、教職員は対応しているというふうに考えております。いじめ問題については、加害者、被害者が判然としないケースなども報告をされておまして、様々な複雑な人間関係が影響しているのだなということを私の立場でも実感しているところです。

いじめ問題対策委員の皆様におかれましては、これから本市の状況などについてもご報告をさせていただきます。ぜひ忌憚のないご意見をいただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

基本的なことを教えていただきまして、ありがとうございます。

◎議事

○委員長 それでは、議事に入りますけれども、議事の1番目でございますが、委員会の位置付け及び運営等について、事務局より説明をお願いいたします。

○高丸統括指導主事 では、私のほうから本委員会の位置付けと運営等について説明をさせていただきます。

資料1をまずご覧ください。特に重点となってくる説明したいところにつきましては網掛けをしておりますので、そちらを中心にご覧ください。

武蔵野市では、令和5年4月1日より武蔵野市子どもの権利条例を施行しております。資料1の中段でございますが、本市では、子どもの権利条約に基づいて、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現ということを目指して、この条例を定めたところでございます。

資料を開いていただきまして、2枚目の表面をご覧ください。

ちょっとページ番号が振っていないくて、分かりにくくて申し訳ないんですけども、子どもにとって大切な子どもの権利というところに網掛けを掛けさせていただいております。

子どもの権利は、主として特に大切とされる権利として8つの権利の保障ということを示しております。安心して生きる権利、自分らしく育つ権利など様々ございますが、いじめという行為はこれらの権利を侵害する行為となってまいります。そのため、市としても本条例の中でもいじめの防止ということを明確に位置づけているところでございます。

開いていただいていただきまして、第6章、子どもの安全と安心の確保のところをご覧ください。

こちらのいじめの防止、第23条のところでございますが、いじめは子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりませんと示し、学校をはじめとした市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組みますと規定をしております。

1枚めくっていただきまして、第25条でございます。この委員会はそうしたいじめ防止のための対策を実効的に推進するための教育委員会の附属機関でございます。第25条の2と3でございますが、本委員会はいじめの防止等の対策について教育委員会に意見を述べることができますとあります。そのため、本日この後、本市のい

じめに関する現状あるいは取組等について皆様にお伝えをさせていただきますので、それぞれの立場からぜひご意見をいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

基本的に昨年度、先ほど委員長からもありましたが、始めたばかりの委員会で昨年度は1回行いましたけれども、ぜひ定期的に行い、取組についてしっかり振り返るということも大事じゃないかということで、今年度は本日と2月の2回実施することを想定しております。

そして、25条の4のところをご覧ください。

対策委員会は、武蔵野市立の小学校と中学校において、法第28条、いじめ防止に関する法律、こちらの第28条1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告しますというふうになってあります。

この法はいじめ防止対策推進法のことです。この28条で示されているいじめの重大事態に関する規定というのがありまして、もし市内の市立小中学校でいじめの重大事態が発生した場合に、この委員会はその実態を調査するといった委員会になります。そのため、最初に冒頭お話しさせていただきましたけれども、この調査はいじめに関係した者の個人情報を取り扱うことがございます。そのため、第25条の8にあります。本委員会の委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様としますと規定をしておりますので、ご理解、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、いじめの重大事態とは一体何ぞやということでございますので、大きく2つございます。ちょっと資料は飛ぶんですけども、資料4、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策をご覧ください。

資料4、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策、こちらの15ページになります。

こちらの15ページを見ていただきますと、重大事態として大きく2つのものが点線囲みの中に入っております。

まず1つ目が、生命、心身または財産に重大な被害を生じた場合ということがございます。具体的には児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合といった場合が挙げられております。

もう一つが、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合でござい

ます。これは不登校の定義を踏まえて年間30日が目安とされておりますが、一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者または学校の判断で重大事態と認識をします。こうした事態が生じた場合に、本委員会に調査部会を立ち上げて実態の調査に当たっていただくということがございます。

では、こういった調査部会を立ち上げるということなんですけれども、どのようにして重大事態の調査を行うのかということについて紹介をさせていただきます。

戻っていただきまして、資料2をご覧ください。

資料2、武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則ということで、本委員会の運営に関しての規則が書かれてございますが、こちらの裏面、第6条、調査部会をご覧ください。

こちらの2から5が特に関係の大きなところになってくるんですけれども、まず2でございます。調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。3、調査部会に部会長を置き、委員のうちから委員長がこれを指名する。4、部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。5、調査部会は、必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめに関係のある者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聞き、または説明を求めることができると示してございます。

つまり調査するいじめと関係のない委員の方3人以上によって調査部会を設けさせていただき、いじめの関係がある者、例えばいじめの被害者であるとかあるいはその家族の方、場合によっては加害者や関係教員などから事情を聴取して、その結果をこちらの本体の対策委員会に報告するというのが調査部会ということになります。このように説明をさせていただきますと、果たして自分にできるのかということとで不安に感じられる方もいらっしゃるかもしれません。

資料3をご覧ください。

こちらは文部科学省が平成29年3月に出した重大事態の調査の進め方についてのガイドラインというものがございます。こちらに被害児童生徒や保護者等に対する調査方針の説明や調査に当たっての具体的な留意点というところが示されておりますので、もし調査を行うというふうになった場合には、こちらのガイドラインに沿って調査を進行していくことになります。もしよろしければお時間のあるときにお目通しいただければと思います。

なお、こちらのガイドライン、本日お示しさせていただいておりますのが平成29

年3月となっておりますが、ちょっと新聞報道等もありましたが、今年、まさにこの6月にこのガイドラインの改訂ということが進んでいる真っ最中でございます。文科省のホームページを見ていただきますと、こちらの改訂されたガイドラインの素案というところが上がっておりますので、まだ現状としては素案ということですので、確定したものが上がりましたら皆様にまた情報提供等させていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、本委員会の位置づけと運営に関することにつきましては、大きくこちらの私の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

詳細な説明があったかと思うのでございますが、中身について基本情報だと思えますので、何かよろしかったら質問等ございましたらお答えいただけたと思いますので、委員の皆さん、どうぞ今の中で質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本委員会の位置づけと中身については今の説明のとおりでございます。

それでは、次に議事の2番目でございますが、武蔵野市のいじめに関する現状と取組についてということで事務局より説明をお願いいたします。

○高丸統括指導主事 続いて、本市のいじめに関する現状と取組について報告をさせていただきます。

まず、私のほうから本市のいじめの防止に関する取組の大枠をお伝えさせていただいた後に、指導主事のほうから現状であるとか具体的な取組についてご説明をさせていただきます。その後、審議とございますが、皆様それぞれのお立場から市の現状や取組に対してご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず資料4のいじめ防止基本方針に基づく具体的方策、こちらをもう一度お出しください。

こちらは今回の対策委員会で取り上げる部分を主に下線、太字、斜体で示しておりますので、そちらを中心にご覧いただければと思います。

開いていただきまして、まず、いじめ防止基本方針に基づく具体的方策の策定というところなんですけれども、本市はまずいじめ防止基本方針というものの自体を設定してございます。こちらは大きく5つのことを取り組んでいくということで書かせていただいております。いじめ防止に向けた連携、迅速・確実な組織対応、健全

育成と相談機能の充実、いじめ問題への理解、明るく楽しい学校生活の実現、こういったところをこれまでも書いてきました。平成26年に定めたんですけれども、これをさらに具体的にどんなことをやっていくのかということを書かせていただいているのがこちらの具体的方策の資料でございます。

開いていただいて、2ページをご覧ください。

まず、そもそもいじめはどういうふうな定義がされているのかというところについて、こちらは皆様と共通認識をさせていただきたいと思います。

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の中で次のように示されております。四角囲みの中です。第2条、この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものということとなっております。大事なのはその下にありますが、いじめに当たるか否かの判断というのは、表面的とか形式的にこれはいじめだ、どうだというのではなくて、いじめられた児童生徒の立場に立つことが非常に重要であるというふうに我々としては考えているところでございます。

では、具体的にどういったいじめの対応というのがあるのかということが隣のページ、3ページに点線囲みであります。例えばということで、冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間外れや集団に無視される。ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。こういったことがいじめの対応として上がっております。こういった行為がひとたび起きますと、子どもたちにとって非常に大きな心身の苦痛ということを与えることになりますから、決して許されることではございません。

4ページをご覧ください。

まず大前提として、上から3行目にございますが、学校では教育活動全体を通じて、全ての子にいじめを決して許さないことの理解の促進、子どもたちの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築する力、そういったところを育むということが求められていきます。

その上で、万が一一生じた場合には早期発見ということが大切になってございます。

4 ページの一番下ですが、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提ということになっておりますので、全ての大人が連携し、些細な変化に気づく力ということを高めることが必要になってまいります。

また、5 ページの下の方にありますけれども、そういったところを教員一人一人に任せるのではなくて、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には速やかに学校いじめ対策組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげるということで、組織的な対応ということもしっかりやってくださいということは学校のほうに今話をしているところでございます。

そういった形でいじめの解消ということも定義がされておりますので、これも理解をしておく必要がございます。いじめの解消にも定義がございまして、2つの要件が満たされることが必要とされております。1つ目がいじめに係る行為が止んでいること、その期間が次のページの頭のところですけれども、少なくとも3か月は継続しているということなので、これが「昨日、先生と話しした。だから、僕はもうこんなことはやりません」と言ってもそこから3か月は様子を見なくてはならないということで、これは法の中で決められているところでございます。同時に2番ですが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。止んでいるかどうかというところの判断をするに当たって、その子がどういうふうに感じているかということをしつかり確認していく必要があるということです。表面上でやっていないということではなくて、あくまでもその子あるいは保護者に対して苦痛を感じていないかということを確認していくということが必要になります。

こういったことを行っていくには、教職員の資質の向上ということも必要になっていきますので、その下ですが、教職員の研修等も市としても取り組んでいるところでございます。

具体的にどんなところの研修とか対策を行っているのかということで紹介をさせていただいているのが8 ページ、9 ページとなってまいります。このあたりの具体的にどんなことをしているのかということにつきまして、指導主事の奈良のほうから説明をさせていただきます。

○委員長 では、お願いします。

○奈良指導主事 それでは、私のほうから武蔵野市のいじめの現状といじめ防止への取組についてということで説明をさせていただきます。

先ほど統括指導主事からもいじめの定義のほうの説明されましたので、こちらのほうは先ほどの説明のとおりでございます。

次に、武蔵野市のいじめの現状についてのご説明でございます。

平成30年度から令和4年度のいじめの認知件数の推移についてです。児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査を通じて、いじめの認知件数を把握しております。小学校はここ数年、認知件数の増減がございます。中学校は令和元年から2年に比べ、令和三、四年度に増加していることが分かります。

続いて、令和4年度の学年別のいじめの認知件数です。小学校1年生が最も多く、学年が上がるにつれて件数が減っております。小学校は低学年の児童が何でも打ち明けてくるため多くなる傾向がございます。また、中学校では大人に言わなくなってくる生徒もいることから、このようなことが影響しているのではないかと考えられます。

続いて、いじめの様態についてご説明をいたします。

件数が多い様態として、小学校、中学校ともに冷やかしの嫌なことを言われるといった言葉によるいじめの行為が挙げられます。小学校では仲間外れや身体的ないじめも多く見られております。また、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる件数は、小学校が23件、中学校が2件となっております。

次に、いじめの未然防止や早期発見、対応に向けた指導課の取組について6点ご説明させていただきます。

1点目は市いじめ防止基本方針ポスターの取組についてご説明いたします。資料5を併せてご覧ください。

こちらは市立小中学校全校に配布しているいじめの問題を他人事とせず、常に子どもたちが意識していくことができるよう、武蔵野市いじめ防止基本方針を併記したポスターとなっております。ポスター上部の枠の中に年度当初にいじめ防止に向けて何ができるか話し合い、学級や学年で考えたスローガンを記入しております。記入している言葉は、市内のある学校のスローガンを例として今示しております。

下にある2つの丸に関しては、11月や2月のふれあい月間でスローガンに対する振り返りを行い、修正や追加があれば記入をいたします。このポスターを教室や廊下等に常に掲示しています。皆で話し合い決めるというプロセスを通して、子どもたちのいじめ防止に対する意識を啓発しております。

続きまして、ふれあい月間の取組についてご説明をいたします。

ふれあい月間は、①いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、不登校の早期発見・早期対応、未然防止等につながる取組を実施すること、②いじめ、自殺、暴力行為等のいじめ、問題行動、不登校等の状況について総点検を行い、現状や取組の効果

を把握することの2点を目的とし、6月、11月、2月の年3回設けております。東京都では6月と11月の2回と示されておりますが、市独自の取組として2月も設定しております。この間に市立小中学校の全学級にて市内共通のアンケートを実施し、いじめの把握に努めております。

資料6を併せてご覧ください。こちらがアンケートの用紙でございます。このアンケート結果を校内で共有し、気になる記述がありましたら、学校では児童生徒に対して面談を行い、詳細な聞き取りを行い、解決に向けて取組を行っております。また、担任に話しづらい場合を考慮して、誰に相談したいか併せて聞いております。こちらのアンケートに関しましては、保存年限を3年として遡って結果を確認できるようにもしております。さらに、今年度は不登校対策を検討するため項目を新設しており、対策を講じているところでございます。

こちらがふれあい月間アンケートの実施の流れになっております。例えばこちらのように問いに対して回答があった場合に関しては、管理職、また、いじめ対策委員会に報告をし、聞き取りを行います。そして、認知したケースに関しては必要な対応を行っているという流れでございます。先ほど見ていただきましたアンケート項目では、例えば「あなたは今年度の4月から今までに友達とのことで嫌な思いをしたり困ったりしたことはありませんか」など聞いております。

続いて、資料7をご覧ください。

教員が日頃取り組んでいる自身のいじめ防止対策について、PDCAサイクルによる評価、改善を行う内容となっております。さらに、一人一人が行ったこちらの評価、改善の取組状況を一つの学校シートにまとめます。そのまとめたものを活用し、学校いじめ防止基本方針の見直しを行っているところでございます。このように今申しました学校の活用シートを一つにまとめグラフ化させることで、各校の取組状況や課題の把握が容易になっております。

こちらはある学校の例でございますが、2回の取組を比較したこの例は、低くなっているところが2か所ございますが、情報共有シートの活用や保護者への基本方針の周知に課題があるということがすぐに分かります。一方で高くなっているところ、薄いのが中に見えると思うんですけれども、薄いところから大きく伸びているところは数値が伸びているというところで、改善が見られたことが分かるようになってございます。

また、先ほどの学校シートを活用し、いじめ問題に関する校内研修等も実施しております。このように学校ではいじめ防止対策について、PDCAサイクルによる

評価、改善を行っております。

続いて、いじめ防止重点月間の取組についてご説明します。資料8をご覧ください。

本市では9月をいじめ防止重点月間と位置づけ、学校に対しては担任を中心にスクールカウンセラーによる相談を活用するなど組織的ないじめ問題に対する相談体制の強化をお願いしております。また、保護者に向けていじめ防止のリーフレットを配布し、いじめの早期発見やいじめ防止の啓発を実施しているところでございます。

続いて、いじめ防止に関する教員の研修についてでございます。

副校長や若手教員向けの研修を行っております。研修の内容として、いじめ対策の取組を振り返るチェックリストを作成し、例えば未然防止としていじめ防止基本方針の概要を保護者に説明ができるか、早期発見としては、報告があった全ての事例について事実確認後の方策を協議しているかなどチェックリストを活用し、そのチェックリストを研修の受講者同士で振り返り、また、検討していくというような内容で研修を行ったことがございます。

資料9に進みます。

いじめ防止関係者連絡会の開催でございます。会の目的は、いじめ等の未然防止や早期解決に向け、関係者が一堂に会し、具体的な対応策、改善策に関する協議を行い、全市的な行動連携を深めることでございます。

昨年度は、教育委員会から子どもの権利条例と条例に基づいた本会の位置づけ及びいじめ防止の方策を説明した後、公立学校、私立学校からの報告や児童生徒の居場所づくり、警察との連携などについて協議を行いました。

6つ目でございます。いじめ防止に関する授業の実施についてです。

各学校では、道徳や特別活動などの時間においていじめ防止に関する授業を実施しております。こちらの画面は光村図書、小学校1年生道徳の「はしのうえのおおかみ」という教材でございます。授業では、意地悪をしている場面について考えさせたり、ふだんの自分の行動を振り返ったりすることを行っております。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

データのことも含めて市の取組の状況を詳しく説明いただきました。とりわけ資料4にありました具体的な方針というこれは非常に詳細に作られていて、余計なことですけれども、私も幾つかこういう教育委員会の取組を研究資料で使うことが

あるんですけれども、武蔵野市は非常に良くできていて、これは武蔵野市の先生方が全部知っていれば素晴らしいことだなと思って、その中身を取りたいなというふうなこともちょっと思うところがあるんですけれども、非常にすばらしくまとめられていますし、また、今指導主事からのご説明の取組も非常に分かりやすい説明をいただいたような気がいたします。

私が余計なことを申し上げて大変恐縮だったんですけれども、以上の説明について、もうちょっとこのところはどうだろうか、確かめたいことだとかご質問がありましたら率直にお願いしたいと思っています。とりわけ教育委員会のほうから意見をいただきたいということのお話がありましたので、率直な質問だけ先に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。私自身も武蔵野市の取組というのは非常に本当に熱心に取り組んでおられて、実際重大事態というものも現状生じていないというふうに理解をしていますので、非常に効果的な様々ないじめ防止に向けた対策が講じられているというふうに考えております。

その観点で、先ほどの教員研修のところでチェックリストがあるというお話だったんですけれども、先ほど高丸統括指導主事からご案内いただいた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂素案では平時の対策が非常に重要である、備えが重要であるというところが新たに加えられていまして、その中で学校の設置者、教育委員会であるとか学校自体がその取組状況とか対応状況というのを定期的に確認、チェックしましょうということは書かれています。

もちろん素案ですから、まだ具体的な実際のガイドラインとして定められているわけではないんですけれども、ただ、例えばこういういじめの訴えがあったというときに、どう対応したのか、どういうふうに解決していったのかということはどういう形で皆さん共有されているのか、あるいは共有しているのか、あるいはしているのであればどういう形で取り組んでおられるのかというのをちょっとチェックリストと今お話がありましたけれども、そういう取組をされているのかどうかちょっと教えていただきたいなと思っております。

○委員長 平時の対応についてですね。

どうぞお願いします。

○高丸統括指導主事 平時の取組ということで、今の話でいくと、いじめの報告を受けたときにどう対応するかとか、そういったところをしっかりと教員が認識しているかということも含めてだと思っておりますけれども、それぞれの学校に本市の場

合はいじめ問題の対策委員会ということを設置しております。これの名称はそれぞれの学校で違いますけれども、何かしらが生じた場合にはそちらの対策委員会のほうに報告をし、そして、その中でどういうふうな対策を取っていくかということを確認にすると、これはどこの学校も確定をしております。

ただ、それを果たして教員がしっかりと自分の学校の対策委員会がどういう委員構成をしているかであるとか、その中でどういった協議がされるのかであるとか、そういったところを理解しているかということは、これはまた非常に課題だというふうに我々も感じておりますので、先ほど話に出てきたようなチェックリスト等を使って、ちゃんとそもそも対策委員会はありますよねという確認、そこでどういうフローがあるか、知っていますよねというようなところ、管理職の場合であれば、それを教員たちがちゃんと理解していますよねということ、そういったところを促して理解啓発を図ると。特にこの管理職向けの研修というのは今年度初めて行ったところなんですけれども、管理職、副校長を対象に行ったんですけれども、自分の学校についての取組はまだまだちょっと課題があると。やはり教員の理解というところをもっと進めなくちゃならないということで振り返ることができたということ報告としては受けております。

以上、大体そんな感じです。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○委員 先ほど校内の連携というお話がありましたけれども、お子さんがいじめに遭っている保護者の方のお話を聞くことがあります。これは武蔵野市以外の方々ですけれども、担任の先生に言ってもあまり対応してもらえないとか。その場合は学年主任の先生だったり副校長先生だったり校長先生だったり、だんだん上がっていくのかもしれないんですけれども、その段階、段階でやっぱりそれでもやってもらえないというようなご意見もあります。多分そうすると教育委員会にお話が行ったりすることもあると思うんですが、武蔵野市ではあまりそういう問題は起こらないですかということをお聞きしたいです。

○高丸統括指導主事 実際問題としてはございます。やはり教育委員会のほうにいじめのことで、なかなか学校に言っても、言い方はあれですけれども、解決のほうに行かないと。ぜひ何とかならないものだろうかというようなことのご相談は正直ございます。これは昨年だけではなく、継続的にやはり何かしらのことはございま

す。そういった場合には、教育委員会のほうもまずは保護者の方からの訴えのしつかりと事実確認ということで聞いた上で、学校のほうは実態の把握ということで学校への聞き取り等も行っております。

そういったところで、じゃあ何が一体そのところで課題となっているのかというところを我々は整理するというところが大事になってくるかというふうに思いますので、学校に対しても助言、こういった関わり方をもう少し学校も変えなくちゃいけないというふうに思いますし、保護者への説明としてこのところが足りないんじゃないですかとか、もうちょっとこのところの聞き取りをすべきじゃないでしょうかと。ある意味客観的な視点で指導、助言ということを教育委員会として行っているということとはございます。

○委員 保護者と先生との関わり方というのも一つうまくいかない理由としてあるかもしれないです。そうしますと、教育委員会に相談するというのもあってよいと思っていていいですか。

○高丸統括指導主事 そうですね。我々としてはご相談いただいたことに対しては、しっかりと真摯に回答して、出来る限り子どもと学校の関係あるいは子どもと子どもとの関係もそうですけれども、それがより良いほうへ行くように我々としても関わってきたいというふうなところは、こちらは変わらないです。

その際に今日もいらっしゃっていますけれども、心理の方であるとかスクールソーシャルワーカーの方々とか、いろんな関係機関との連携も必要な場合は、そういった方々にもちょっとお力添えいただくということが出てきます。

○委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○委員 資料には副校長と若手教員向けの研修と記載されていますが、他の教員向けの研修は特になのでしょうか。

○高丸統括指導主事 市教委として対象とした研修、大きなところではこの副校長と若手教員ということを見出しで出させていただきましたけれども、当然ながら例えば学校のほうで先ほど話にあったふれあい月間、ここは各学校で必ず研修をやってくださいということで話をしておりますので、市として集めての研修となると全員対象にはなかなかできませんけれども、各校で着実にそれはやっていたというところがございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかにはよろしいですか。

それでは、先ほどデータ的なことも含めて資料の説明、いろいろ詳しく説明いただきましたので、とりわけ今の取組の状況等について皆さんからご意見をいただいて、意見が欲しいということを言っていらっしゃったので、率直な意見を言っていたきたいと思うんですけれども、大変恐縮なんですけれども、1人三、四分ぐらいでおっしゃっていただいて、また後で議論する点があれば議論しようというふうに思っていますので、途中でこういう点は事務局にお聞きしたいですということも含めて、三、四分でご意見をいただければありがたいと思っていますので、大変恐縮なんですけれども、よろしいですかね。

ちょっと私のほうで仕切らせてもらいましたけれども、順番で。これだけ専門家の方がそれぞれのお立場で集まっていらっしゃいますので、こういうメンバーで武蔵野市の子どもを総合的に守ろうという一つの組織なんだと思うんですね。そういう意味で貴重な会だと思いますので、いろんなお立場の方々から専門的な部分を教育委員会にちょっと言葉が良くないかもしれないけれども、物申すというか、こうやってくれという強い意見でもいいと思うんですね。率直に申し上げていただければありがたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○委員 先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、民生委員で小学校、中学校、先生のところも終わったんでしょうか、学校訪問。

○委員 まだですね。

○委員 私のところは四中と大野田の学校訪問というのを民生委員、四中なんかは18人ぐらい民生委員がいて、主任がいてもっと大変なことになっていたんです。そんな中でいじめということを私どもから質問して、ちょっとありましたといって、その報告をされて学年主任の先生が隣の教員に相槌を打つというか、「ありましたね」というんだから、先ほど言っていた共有というのは学校内ではされていると。

それは何ということ、昔のいじめというのはものを隠したり殴ったり蹴ったりするようなものもあったでしょうけれども、やっぱり今はSNSで誰々があなたのことを何か悪く言っていたよというのが入って、それで悩んだというのがいじめとして先生が認識して、という報告だったんですけれども、これというのはものを隠すかどうかのこのといたら証拠が残りますし、じゃあスマホの中身を見るのか、教育委員会で見えるのか私どもで見えるのか、警察の少年係が見えるのか、その証拠というか事実を確認するのは非常に難しくなっていると感じました。

それと、じゃあ先生、スマホは中学生、隠してでも持ってくる子はいないのと言

ったら、それはいないと言っていましたね。ただ、家に帰ったら使える。先ほどこの中に使用する時間を決めるとか記載がありましたよね。それは保護者がやっぱり子どもたちがスマホを使う時間というのを厳格に親が管理するか何かそういうのを指導しないと、今度は学校の先生方だけじゃなくて親に対するいじめの教育というか、そういうのもこれから必要になるのかなという気はしますね。

子どもがいれば、大人がついているはずですから、そこに対するいじめの教育というのは、やっぱり認識はかなり親によって、保護者によって差があるんじゃないかと。これはいじめだと言って先生に相談する保護者も、こんなのはいじめじゃないというその格差というんですかね、意識の差というのがこんなに様々なので、そこら辺もこれの問題を児童生徒を持っている親にはもうちょっと厚く教え込むというか、認識してもらう必要が、自分の常識は世間の非常識という部分があるのかなと思ってもらうぐらい親の教育というのが必要じゃないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

S N Sの問題であるとか親への教育の問題とか、非常に地域でご活躍をされている委員として非常に貴重な意見をいただきました。ありがとうございます。

○委員 スクールソーシャルワーカーは各学校に定期的に週1以上の訪問をさせていただいておりまして、大きな事柄が起こるといような前に、ふだんの状況から学校と情報共有をさせていただいておりまして、未然防止に関わる重要な役割をスクールカウンセラーの先生方と同様に担っているのではないかというふうに思っています。

先ほどもいじめの問題が教育委員会に上がりますかというご質問がありましたけれども、教育委員会に上がる前に小さな芽のうちに、学校の中で先生方と一緒にそのことが大きくならないように取り組めたらいいなというふうに思っております。各学校に校内のいじめ対策委員会というものがあると思うんですけれども、なかなかカウンセラーの先生も週1、私たちも週1プラスアルファ程度しか学校に行けませんので、緊急な会議にはなかなか参加できないということはありますけれども、そういった会に積極的に活用していただきまして、物事が大きくないうちに、子どもたちの心の傷が大きくないうちに、解決できるような取組になるべく参加できるような機会を持ちたいなというふうに思っております。各学校への認知度も上げていただいていただきまして、スクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも学校と一緒に取り組んでいけたらいいなというふうに考えているところです。

○委員長 ありがとうございます。

ふだんの状況をよく把握されていて、未然防止とおっしゃっていただいて、未然防止がやっぱり全てだという気がして、非常にいい学びをさせていただいたというのですが、小さなうちから摘むことの必要性というご指摘をいただきました。非常に学校をよくふだんから見ていらっしゃる委員としてのご意見だというふうに伺ったところでございます。ありがとうございます。

○委員 昨年度もこの場でお話をさせていただいた部分ではあるんですけども、先ほどスクールカウンセラーであったりスクールソーシャルワーカーであったり連携して対応をしていくというふうにお話もいただきましたけれども、ふれあい月間の中のアンケートの中に相談したい人は誰ですかというところでスクールカウンセラーというふうに書いていただく、そこにチェックが入った児童だったり生徒だったりというところと面接して話を聞くということは、実際に学校の中でよく先生方からお声がかかって、その対応として面接してお話を聞いてというふうな対応をさせていただいているのもそうですし、全員面接という形で小学校5年生と中学校1年生にいじめ防止を最大の目的としまして面接を行っていますので、そこで少し気になるお子さんたちをピックアップして先生方と共有する、その後の様子を見守っていくというところもさせていただいているところかなと思います。

教育支援センターのほうにも電話相談であったりですとか来所していただいてご相談いただく中で、残念ながらやはりいじめに関して保護者の方からご相談があるということもございまして、やはり先ほどお話にありましたが、なかなかちょっと担任の先生にお伝えしても対応が進んでいる様子が見られないというようなお話の中にはあります。ただ、基本的にこちらとしては先生方とご相談をした上で、共有して対応を考えていくというところは、保護者から学校に少し発信をして、ご相談をしていくのはいかがでしょうかというお話をすることがやはり多いんですけれども、その後、先生方がとても丁寧にきちんと対応していただいていることがほとんどです。対応してもらってお子さんが落ち着きましたというお話も、そちらもよく聞く話ではありますので、先生方はお忙しい中ですがごくたくさんお子さんの気持ちを聞いたりとか、ほかのお子さんとの関係性を考えながらヒアリングしたりとか対策をされていらっしゃるんだなというのを感じているところです。

先ほどお伝えしたように、一方で、やはりそれでもなかなか対応が保護者にとってはうまくしてもらった感じがしないというふうなお話をいただくこともあります。その中で時々あるのが、こういう現状ですというふうにお伝えをしたときに、どう対応したかとかどういう対応を今していますよというふうなフィードバックという

んですかね、レスポンスがなかなかなくて、今実際どういうふうに学校で何をしているんだろうというところで、保護者の方がちょっともやもやするといいますか、悶々としているというところで、今どうなっていますかと学校に聞いていいものか。ただ、聞いてしまうとちょっとそれがまた逆に先生方のプレッシャーになってしまってあまり良くないんじゃないかとかというところで、連絡をしづらいなとかというふうなご相談も過去に私も電話相談の中で聞いたことがあるなということもあります。

なので、保護者の方がやはりお子さんは今どういう状況で、学校でどういう対策をしてもらっているのかというのと、先ほどいじめの解消は3か月間その事象がないというふうに定義されているというお話もありましたけれども、そのときの解消した後もどういうふうな対応をしていますよ、どういう見守りをしていますよというところももしかしたら積極的に発信をしていただくと、より保護者の方であったりお子さん自身も安心して、より良い学校生活がその後も送れるのかなというふうには思っております。

先生方はすごく業務がお忙しい中で、ほかに対応すべきこともたくさんありますので、大変なところではあるかなと思いますが、そういった形で対応していただくとより安心した学校生活が送れるのかなというふうには思っております。

すみません、ちょっとまとまらずに申し訳ありませんが、ちょっと思ったところ です。

○委員長 ありがとうございます。

とりわけおっしゃっていただいたように5年生と中1に全員面接をやっていたというお話もありましたし、やはりスクールカウンセラーの先生は子どもの気持ちをよく見て、ふだん先生たちとよく連携を取られて仕事をされているというご紹介もございました。やっぱり保護者にとっては、なかなか状況が見えづらいというところがあって、そこらあたりはもうちょっと情報発信があったらいいんじゃないかというご提案もいただいたように思います。ありがとうございます。

○委員 いじめは教員や大人の目の届かないところで起きることが多く、教員がその場で対応するのは難しい。被害者へのヒアリングは比較的容易ですが、加害者へのヒアリングは困難です。加害者が否定したり、助けるつもりだったと主張する場合、教員はそれ以上追及できず、事実関係を把握するのが難しいと思われます。

周囲の生徒がいじめを目撃しても、報告すると自分がターゲットになるのではないかと不安に感じる場合があります。高学年の生徒が机に『死ね』『消えろ』と書

かれたり、『お前はばかだから学校に来るな』と言われたりする事案もあります。これらは担任の目の届かないところで起きるため、教員がいじめと定義するのは難しいと感じます。

従い、小学校5年生と中学校1年生へのカウンセリングは遅いという印象を受けます。問題を抱えている生徒には早い段階でのカウンセリングが必要だと考えます。また、被害者へのカウンセリングは手厚く行われていますが、加害者へのカウンセリングも重要。加害者がどのような背景や気持ちで行動したのかを理解するために、カウンセリングが必要ではないでしょうか。

先ほど親の教育についてお話がありましたが、学校でいじめが発生した場合、その事案をクラスや学年で共有してほしいと提案しましたが、断られました。知り合いの保護者からしか情報が得られず、広く保護者に共有しないと、当事者だけ知ることになります。いじめに対して学校全体で取り組んでいくという趣旨に鑑みると、情報共有に関する取扱い、取り組み等が不十分とは言えないでしょうか。

○委員長 大事な指摘をいただきました。話を伺っていて、よろしければ特に被害児童よりも加害児童の面接というかヒアリングが大事なんじゃないかというご指摘、それから、小5と中1、それはもう遅いんじゃないかというご指摘、それについてお考えをちょっともしよろしければお答えになれるんじゃないかという気がして、ご指名して恐縮なんですけれども。

○委員 貴重なお話、ありがとうございます。

まずは被害児童生徒への対応というよりも加害の方への対応というところは本当におっしゃるとおりだとは思いますが、いじめをした側もそのお子さんにとって、お子さんなりのいろんなきっかけであったり、いろんな理由であったり、もともとの課題をお持ちであったりというところはたくさんおありになるのかなというふうに思っています。その部分に関しましては、実際に大事だよねということはずっと認識としてはあるんですけれども、じゃあ、どういうふうに実際にそこに関わっていくかですとか、どういうふうにその子にアプローチしていくかというところで、なかなかその対応というのがどうしても後手に回ってしまうというところは実際にはあるかなというふうに思っていますし、なかなかカウンセラーとしても加害児童生徒のほうに関わっていくというところの難しさもとてもあるかなというふうには思っています。なので、そこに関しましては私たちの課題でもあるかなというふうには認識しているところですね。

ちょっと今のでお答えになったかはあれなんですけれども、全員面接に関しまし

ては、確かに少し低学年であったりとか5年生よりももっと前の段階で、そういったところで関わっていく必要があるのかなというのはおっしゃるとおりかなと思いますし、それこそいじめ問題もそうですし、不登校に関してもそうですし、やっぱり年齢的に早い段階でそういった困り感であったりとか心配事が出てきているというところは、ちょっと主観的・体感的な部分ではありますがありますけれども、あるかなというふうな、そういった認識もしてはいます。

ですので、日頃のこれもやはり先生方との連携になるかなとは思いますが、先生方がクラスの中で見ていて、少し気になるお子さんであったりとかというところに関しましては、私たちも日常的に授業観察を行ったりですとか、休み時間の様子を見て、そのお子さんだけというよりは、そのお子さんを取り巻く人間関係というんですかね、そういったところも含めて少し見ていくということは常日頃意識して見ている部分ではありますので、何かあったときにすぐに関われるというところで、先生方と日々共有しておくというところも非常に大事になってくるのかなとは思っています。

すみません、お答えになったかは分かりませんが。

○委員長 ありがとうございます。また後ほど議論になると思いますので、非常にいい示唆をいただきました。

続きまして、お願いいたします。

○委員 資料8でいじめは犯罪ですというのが昨年の夏休み明けに配られて、大変インパクトがあったかなというふうに思います。教育委員会のほうにもどんな反響があったか、もし可能な範囲で後で教えていただければと思うんですが、いじめの法律ができて、いじめは行ってはいけないんだということを啓発する意味で非常に効果のあるペーパーだったというふうに思うんですが、一方で保護者の立場からすると、我が子が被害者になったときには、いじめはしちゃいけないですよ、うちの子は嫌な思いをしていますよねということでもいいんですけれども、加害者かもしれないとなったときに、いじめは犯罪ですと出ていますので、うちの子がいじめをしましたというのは非常に認めづらいんですね。昔は仲がいい状態といじめの間に様々な言葉があったんですが、今はもう仲良しの隣は全部いじめになってきている面があるんです。

この資料9のほうにも市立学校というところに書いてありますけれども、特に低学年の子はあると思いますが、無意識の行動でも相手が嫌がったらいじめであるというのがあるんですね。ある子が何か無意識でやったことが隣の子にとってはいいじ

めと感じたと。それを「おたくのお子さんの行為を何々ちゃんが嫌がっているからいじめなんですよ」といった場合に「そうなんですね、ごめんなさい」という方ももちろんいますけれども、やっぱりいじめは犯罪ですみたいな言葉が独り歩きしていくと、「いや、うちの子は別にそういうつもりじゃありません」とか、なかなか認めたくても認めにくいような状況が生まれてきています。

意識の差とか保護者の教育が必要だというお話がありましたけれども、そこにも通じるのかなということで、今被害者のほうは比較的いじめというのを認識しやすくなっている。加害者と言われる立場の保護者の方からすると、なかなか認めにくいような状況が生まれてきてしまっている。そこについては、改善していかないといい方向には進んでいかないんじゃないかと思っています。

あと、私は校長という立場なのでいろんなことが起きたときに、やっぱり自分だけでは判断ができずに相談をしたいと思うことがあります。もちろん通常は教育委員会に相談しながら進めていきますけれども、例えば今日の対策委員会でも、それから、資料9の関係者の連絡会でも様々な機関の方に参加していただいていますので、例えばスクールロイヤーとか、それからICTの専門家とか、今はそういう複雑なものが起きていますので、教育委員会を通じて相談はさせていただいていますけれども、校長の立場で気軽に相談できるようなことがあると、よりフットワークよく対応できるのではないかなと、そういう思いは持っています。

○委員長 ありがとうございます。

とりわけ加害者の保護者への対応ですね。先生のお立場で非常に認めづらい部分があると、このあたりは多分ほかの委員の皆さんからまた後でおっしゃっていただけるんじゃないかというふうに思います。大事な指摘をいただいたように思います。犯罪という言葉はちょっと重いかもしれませんね。ちょっとそういうふうな指摘だったと思います。

もう一つは校長先生たちが気軽に相談したいと。スクールロイヤーなどはどうなんだろうというところです。これは大切で、また後でちょっと言及いただけると助かるなというふうに思ってお聞きしました。ありがとうございます。

お願いいたします。

○委員 私が一番気になったのは、前回見せていただいたスライドですけれども、小学校のいじめの件数と中学校のいじめの件数が1桁違って、なおかつ低学年がすごく多いということで、小さいときはちょっとしたことでもいじめと受け止めやすいんじゃないかという解説をしていただきましたけれども、本当にそのことだけが

全てを説明しているのかどうかとちょっと疑問があって、低学年のときに小学校という環境に入っているいろんなことがあって、それまでの保育園とか幼稚園のシステムも違っていたりして、それがみんな一緒になって、その中で結構荒波にもまれている状態で、勘違いしていじめられていると思う人もいるし、実際にいじめられて我慢している子もいるし、いろんな子がいるので、低学年の最初に本当に入ってきた子たちの訴えもよく耳を傾けたいなと思うし、それを担任の先生だけが「気にし過ぎよ」とか「大丈夫よ」とかというのではちょっと足りないかもしれないという気がして、カウンセラーの先生とか、もっと低学年も特にと。いろんな学年、いろんな意味合いで重要性があると思うんですけれども、していただけたらいいかなというのが1つ思いました。

そして、あとは低学年で傷ついた子たちは、どの学年もそうだけれども、いじめに遭って不登校という形で身を守っていく子たちが私はすごく多いと思っているんですね。いじめ自体が解決してもしなくても、もう行くのが怖くなっちゃうという事例がすごく増えていて、私が扱う中でも。だから、一旦やっぱりそうなっちゃうと戻すのは結構労力が要るから、その前の段階でできることがもっと増えるといいなと思いました。

あと、こういうことを言うのはちょっとどうなのかなという気もするけれども、やっぱり先生方の指導それぞれ、いろんな指導のされ方があると思うんだけれども、やっぱり厳し過ぎたり、別に起こったり怒鳴ったりというんじゃないくて、例えば漢字を直すにも一つ一つ止めはねを全部やって真っ赤っかになっちゃって返されるみたいな子どももいたり、学力も差があるわけだから、標準的な子じゃない子たち、できる子もできない子もいるんだけれども、その子たちへの関わりで、いろんな先生はいいけれども、やっぱりちょっと厳し過ぎるなとか気持ちを分かってあげられていないなという感じを受ける事例を見聞きするので、その辺を多分校長先生とか学校の中をいろいろ回って、この何年何組はどうだなとか思っていらっしゃったりもするんだろうけれども、そこをもう少し何とかならないかなと思っていて、こういうのはまたちょっと違うのかもしれないけれども、私は各教室で授業中も休み時間も監視カメラがあって、監視カメラと言うと嫌らしいけれども、モニターというののもあっていいかなと、私はもっと知りたいという意味から思いますけれども、ということで全体の教師の質、教師による指導という名前だけれども、さっき見ていると、子どもの権利を侵害しているという意味で、場合によっては教師によるいじめと——ちょっと嫌らしいけれども——にも思える事例もあるので、そういうと

ころもちょっと今後考えていけたらいいなと思いました。

○委員長　ありがとうございます。

非常にこれは臨床的な視点とか、いじめに対する新しい課題を教えていただいたように思います。とりわけ気持ちの分かることの大切というのを教えていただいたような気がします。ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○委員　皆さんのご意見を伺っていて、本当に参考になるご意見ばかりでございました。

私からはちょっと3点ほどお話をさせていただければと思うんですけれども、まず1つは去年も申し上げたんですけれども、やはりいじめの定義というところを皆さんで本当にしっかりと共有すべきなんだろうなというところなんです。去年も申し上げたとおり、先ほど高丸統括指導主事からもお話しありましたけれども、このいじめ防止対策推進法の2条のところで心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものということですので、当該児童の主観に機軸を置いていじめかどうかというのを判断するというのがこの法律です。

先ほどもご意見ありましたけれども、これは私の理解としては、本当にいじめの早期の早い段階で芽を摘み取ろうという目的で、生徒の主観というところに軸を置いて判断しましょうというふうになっているんだと思うんですね。ここで例えば今、松原先生がおっしゃったとおり、いじめは犯罪というと確かに重くなってしまうのかもしれないなというところがありますし、恐らく我々が感じるいじめというのと、この法律が対象としているいじめというのは多少ちょっと違うのではないかな。つまり、この法律は、もっと広くいじめというものを捉えて、どんな小さなものでもいいからその対策を取って、大きな事態に発展しないようにしようと、そういうことでできていると思います。私は昨年資料5か6のところで法律の定義を少し書いてはどうですかというご提案をたしかしたんじゃないかと思うんですけれども、このいじめ、いじめという言葉は出てくるんですけれども、人によっていじめの捉え方というのは違うと思うんですけれども、この法律というのはあくまで主観を基にまずは考えましょうということなので、それをまずは理解し、嫌な思いをしたというんだったら、まず言いましょう。そして、その上で学校全体でそれを共有して、学校全体あるいは社会全体でその対策を取っていきましょと、そういう取組をできればいいんじゃないかなというふうに思っているところです。

それがまず1点目で、あと、先ほど調査の難しさ、加害者に対する意見を聞くことの難しさというお話がありました。こういったことというのは、実は我々の当委員会も重大事態というものが万が一生じてしまったときは、調査主体として動くことになります。私自身はこの委員会の役割というのは非常に難しいものだと思っていまして、被害者児童のお話を聞くのもそうですし、そうじゃないお子様、そして、加害児童のお子さんに話を聞くというときも本当に綿密にいろんな資料を検討した上でお話を聞かないと、我々がやはり生徒のお気持ちを害するとかということもあり得ます。

今回、先ほどの重大事態のガイドラインの改訂素案というものが文部科学省のほうに出ているというところでお話しありましたけれども、今のガイドラインというのは18ページぐらいしかないんですが、新しいガイドラインの素案というのは66ページぐらいありまして、かなり増えているんですね。それはより詳細にどう対応していくのかというのが書かれていて、特に重大事態に対する調査の委員会を立ち上げるときに、どういうふうに調査していくのかというのもここに書かれています。

ですから、私としては皆さんとそういうことも共有して、万が一そういったことがあったときに迅速に、かつ適切に対応して、それ以上の被害が拡大しないように対応できればいいかなというふうに思っております。

最後ですけれども、これも先ほど大人が見ていないところでどういうふうに実際に事実を把握するのかというところのお話があって、それと若干関連するんですけれども、例えばアンケートを取りますと。先ほど3年の保管という話があったと思うんですが、ガイドラインの改訂素案では、基本的には卒業までもしくは5年という期間が書いてあるんですね。ただ、これはあくまでそういう目安なのであって、例えばその事案ごとに応じて、これはもしかしたら何かさらに問題があるかもしれないというときは、より長めに保管するということがあってもいいかもしれないし、とにかく資料をしっかりと保管して、何か後日起こったときに、あのときこういうことがあったよねというところに遡れるように、やはり各学校でも資料の保管とか資料を皆さんが共有できるような状況にしておくというのは非常に大切なことかなというふうに思いました。

すみません、もう一点、ごめんなさい。1つ新しい素案の中で書いてあることで非常に重要なことだなと思ったところなんですけれども、もし皆さんご興味があれば、素案の13ページの事例というところで、ある被害生徒の保護者から子ども同士のことなので、大きなことにしないでほしいという要望があったと。なので、重大

事態として調査を行わなかったという事例があるんですね。ところが、その生徒が1か月後に自殺を図ったということなんです。それを後日調査してみたところ、実は裏でSNSとかでいろんなことをされていたというのが分かったということなんです。

ですから、大人の見えないところでお子さんたちはもしかしたらSOSを発しているかもしれないので、我々はあくまで重大事態とかがあったときには、保護者の方がもういいですと言っても我々はやっぱり調査する義務がありますし、ちょっとしたことであっても我々はそれについて調査する、あるいは芽を摘み上げていくというところの意識、最初に戻ってしまいますけれども、そういったことはやはり持ち続けたいなというふうに思っています。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○委員長 ありがとうございます。

法の専門のお立場から定義と調査の難しさ、それから、事実の把握の仕方ですね。とりわけ新しいガイドラインについてのご紹介をいただきました。あと、これは皆さんにいろいろ聞きたいところ、議論したいところがあると思いますので、ぜひ後でお願いしたいと思っています。

では、お願いいたします。

○委員 私たち人権擁護委員は人権教室というのをやっておりまして、ご依頼があれば市内の小学校とか中学校に行って、何かテーマをもってお話をさせていただくことがあります。小学校の低学年ですと、人権の花といってみんなでお花を育てて命の大切さとか協力し合うこととか、お花がどんなことを今求めているかということで考えながら育てるということで、相手への思いやりとかそういうお話もすることがあります。低学年でしたら、もしかしたらそれでもいいかもしれないのですが、低学年でもいろいろ深刻なこともあると今お聞きしたので、やっぱりそれだけでは足りないなというのもすごく感じています。子どもの権利の条例ですかね、武蔵野市はあるので、たしかその中に子どもの権利を知る機会を与えるという部分もあったかと思います。子どもが幸せに暮らしたり、学校に行けたり、友達と仲良くして勉強する権利も、いじめに遭ったりしてしまえばそれができなくなって、自分に対する意識もひどくなってしまって、本当に最悪な場合は命を落とすことにもなりかねません。

いじめられるということに対して自分の権利が侵されているという方向からも教育というか、学ぶというか、知る機会があってもいいのかなと人権擁護委員としても

思うところです。

あともう一つは、先生方もすごくお忙しくいらっしゃって、それももしかしたら一つの要因で十分にいじめのことに對して知る機会とか対応する機会が限られてしまうということももしかしたらあるかもしれないですし、学校のシートとかアンケートというのもすごくいいことだと思うんですけども、やっぱり手間のかかることだと思います。

それで、カウンセラーの方々から1週間に一回ぐらい学校にいらしていて対応していただいているというお話も聞きましたけれども、そういう外部の力というのももっと取り入れたら、もしかして先生として聞けないこととか、そういうことを外に方に聞いていただくとか、時間の活用でもあるし、専門性の活用でもあるかと思うんですが、そういうのがもっとできたらいいのかなというふうにも思っています。

あと1つは質問になってしまうんですけども、私立の学校に行っている方から相談を受けると、なかなかどこに紹介していいか分からなくて、例えば弁護士会ですと、そういう相談も受けていらっしゃるようなんですけれども、教育委員会が私立の学校に何かするというのもなかなか大変かと思います。今こちらのいじめ防止関係者連絡会の出席者の中に私立の方々もいらっしゃるようなので、武蔵野市ではもしかしたら私立の生徒さんたちへの対応もあるのかなと思ったんですが、そこら辺はどうなっているかというのをちょっとお聞きしたいです。

○委員長 ありがとうございます。

では、質問のことから何かお答えになるところがあれば。

○高丸統括指導主事 基本的にはやっぱり私立学校で起きた事案というところに対して、直接教育委員会が何かすることはできない、所管ではないので難しいところになります。あくまで関係者連絡会はそういった市内の子どもたち、それはそれこそ私立、市立関係なく全ての子どもたちがそういったいじめから守るということで、あくまで連絡会として集まって情報交換をしているという形で、こちらも昨年度から始めた形になります。

ただ一方で、教育支援センターとかそちらのほうでは私立のお子さんの悩み相談なんかも聞いておりますので、市内での対応というところでは、そういった支援センターのほうとかの連携ということは、こちらはできるかなというふうには思っているところです。その認識で合っていますかね。

○委員 はい。

○委員長 ありがとうございます。

今の質問と併せて、人権教育の必要性ということとやっぱり外部の機関との連携とか、そういうことの大切さを人権擁護の立場でお話をいただきました。ありがとうございました。

議論しようと思ったんですけれども、時間もそろそろ来てはいるんですけれども、私のほうも3点ばかりちょっとお話をさせていただきたいんですが、1つはやっぱり前回のときに申し上げたんですが、いじめは委員の皆さんもおっしゃったように予防はすごく大事なんですね、未然防止は。これの一つのキーは、やっぱり学校現場の先生たち、教育の面から言うと、やっぱり授業をうんと大事にすることです。子どもに分かりやすい授業をするということですね。これがすごくやっぱり基本になって、子どもが安心して学ぶということがあればかなり未然防止になるんじゃないかというふうに僕は思っています。

それはいじめの法律の中でも第3条に基本理念というのが書かれていまして、その中にやっぱり子どもが安心して学校生活を過ごすということが書かれているわけですので、そのことを大事にしてほしいなというふうに思う点が1つです。

それから、2つ目は、これは非常に私うれしかったんですけれども、資料に武蔵野市の各学校の資料がありますよね。これは多分法律ができた年、平成25年か26年からずっと続いていると思うんです、多分。最初にこれができたときに私は仕事柄、ちょっと幾つかの教育委員会を調査したんですけれども、ちょっとそういう言い方は申し訳ないんですけれども、ほかの教育委員会は大体文部省の学校対策委員会の作り方のモデルを参考にして、ちょっと言葉は良くないですね。学校名を変えるだけで、自分の学校のあれをしているところがあって、武蔵野市はそれが全くなくて、学校としての例えば基本の言葉の標語を書いたりとか、個人で書いたりとか、これ非常に武蔵野市だけが独特だったんですね。これは非常にすばらしくて、やっぱりそのときに思ったのは、今もずっと続いていると思うんですけれども、武蔵野市がいじめ問題を教育委員会として、市として大事に扱おうと、そういう姿勢をすごく感じたんですね。それは非常にありがたくて、これは今も続いていることを非常にうれしく思っています。

余談ですけども、当時たしか宮崎先生が教育長だったと思うんですね。教育長だったときに後で議論したことがあります。やっぱり宮崎先生はいろんな意味で文部省等にもいらしたので、そういう裏事情、周辺事情を知っていたということもあるかもしれませんね。そういうのをちょっと思いました。これが2つ目です。

それから、3つ目は、これはもう先ほどおっしゃっていただいたいじめの問題と

というのは、教育論ではなくて今は法の論理にずっとシフトしていると思っているんですね。教育を考える人間からすると、ちょっと悔しいところもあるんですけども、弁護士の先生、法律の先生方が例えば調査されて、いじめのことの認定とかそういうことをされるのと見ると、非常に太刀打ちできないというか、明快に説明されるんですね。

そういう意味で、先ほどおっしゃいましたけれども、校長先生のお立場で気軽に相談するところがほしいと。全くそのとおりで、私が知る限りでは、ある区では校長先生が教育委員会とかそういうことを通さずに、教育委員会で専門の弁護士の先生とホットラインでつながっているところがあります。うちの学校でこういうケースがあって校長として悩んでいるんだけれども、どうでしょうかと。それは教育委員会にすぐ言ったほうがいいですよとか、まだ我慢したほうがいいですよとか、そういうアドバイスをくれるらしいんですね。それはすごくいいという話を聞きまして、そういう法の論理というので、これはすごく大事にされていると。そういう意味では法の理解というのを私なんかも教育をやる人間として、もうちょっと勉強しなきゃいけないなというのが自戒しているところです。

勝手なことを申し上げましたけれども、もしよろしければせっかく委員でいろんな共有したい点がありましたので、もうちょっとこの点を深めたいとか、こういう点があるということがあれば共有したいんですけれども、いかがでしょうか。

事務局の人にもお答えいただけるとありがたいんですが、どうでしょうか。何かございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○委員 学校でいじめやそれに近い事案が発生した際、同学年内でもあまり情報共有されず、更に他の学年では事例共有が概ねされないように感じます。教員と話すと、事態を大事にしたくないという雰囲気を感じるのですが、いじめが発生した際、教員に何か指導が入るために情報共有や対応を恐れている事は在りますでしょうか。もう少し、広く、全体でいじめ防止に取り組んでいくということは難しいのでしょうか。なにか制度的な阻害要因等があればご教示いただけますでしょうか。

○委員長 どうですか、教育委員会に何かお答えございますか。

○高丸統括指導主事 そもそもいじめが生じたことによるペナルティとか、そんなことはございません。考えられるのは、教員は真面目な人間が多いかなと思うので、そういったことを起こしてしまったことに対して自己防衛をしてしまう、そういったところを出したくないという思いが生じて、そういうふうな形でいつってしまった

のかもしれませんが、最初のほうにもお話ししましたが、今はやはりいじめの問題は非常に複雑化しているということがありますので、やはり1人で抱え込もうとするのは本当に避けなくちゃならない。だから、学校のほうでもまずは学校の学年主任でもいいですし、さっき言ったようないじめ対策委員会でもしっかり共有して対応していくということが求められるというふうに思っております。

ですので、そのところでまずは教員が1人で抱え込まないということは我々も指導している最中だということですね。それプラス保護者の方々にどこまで公表するかというところ、これはなかなか確かに難しいところはあるかというふうに思います。やはりいろいろな個人の特性のことが入ってくることもあるでしょうし、様々な事情ということもあるかもしれませんので、そのところで話せる範囲、話せない、どうしてもこれは難しいというところもやっぱり出てくるものだと思います。その中でいじめを起こさないためにどういったことが大事かということ子どもたちと一緒に話し合っていく、そういったことはできると思いますし、そのために先ほどの資料なんかも作っているわけですので、そういったところのいじめを許さない、いじめを未然に防いでいくという風土をつくっていくということを子どもたちの話合いでもつくっていきたいと思いますし、そこに保護者の方々にも共通理解をしていただきたい、それは我々として持っています。

ただ、個別の案件でいくと、さっき言ったようななかなか難しいものも生じてくるというのはあるかもしれません。ちょっと細かいところはいろいろとまた少しあるかもしれませんけれども。

○荒井指導課長 教員が一つ一つ確認のないまま共有していいんだろうかと迷うということは、むしろ真摯な思いからだということをご理解いただけるとうれしいかなというふうに思いました。

○委員長 どうでしょうか。今の問題は非常に大事な問題ですので、ほかの委員の皆さん、こういうようなご質問とかご心配は、こういう点が考えられますよというアドバイスがあったらお願いしたいんですけれども、いかがですか。

どうぞ、お願いします。

○委員 もちろん共有するということはとても重要なことではあると思うんです。ただ、それがどういうふうに影響していくかというのはやっぱり読み切れないところがあって、今先ほどおっしゃったとおり、教員の方がとても自責の念に駆られてしまうという可能性ももちろんありますし、あるいは一体この加害者児童は誰なんだというところの追及というのが起こり得るかもしれないと。

私は絶対起こってほしくないんですけども、重大事態というようなことが生じてしまったときに、これは原則的に公表するということにはなっているんですね。

ただ、それでも児童生徒の名前は当然AとかBとかという形で、誰か分からないような形にはする。当事者の強い要望があれば公表しないという選択肢もあり得るので、その中でいじめがあって、それを全件公表すべきなのかどうかというのは、やはりそれは個別の事案に応じてだと思うんですけども、どういう影響があるのかというのを慎重に考えなければいけないんだろうなというふうなことは思いました。おっしゃっていることはよく分かるんですけども、他方でやっぱりそれだけではない影響もあるかもしれないんじゃないかなというふうに思ったところです。

○委員長 どうぞ、お願いします。

○委員 ちょっと話がずれてしまうかもしれないんですけども、おっしゃったようにいじめは犯罪ですとなると、加害児童が犯罪者のように捉えられてしまう。でも、加害児童も成長の発達段階にある大切な子どもであるというのは、被害を受けた子どもも加害をしてしまった子どももどちらも大切な成長段階の子どもであるというふうに思って、学校の先生方は教育に取り組んでいらっしゃると思うんですね。

加害をしてしまったお子様もこれから良くなって、成長して立派な大人になってもらいたいという思いで取り組まれていると思います。私が10年以上前に担当したお子さんが、その子の図工の作品が水をかけられた、教室の壁に貼ってあった絵が破られていたということがあり、その子が学校に行けなくなってしまったんですね。でも、先生とか周りが聞き取りをしても誰がやったかは分からなかった。

そこでSSWに相談がありまして、校内のいじめケース会議をしました。そこで、犯人捜しはやめようということにしました。担任の先生にじゃあどういう授業をやってもらおうかということになりまして、まさにここに書いてあるこれ「あなたなら、それやられたらどう思う？」（資料5）なんですね。いじめケース会議で、どのように内容をもんだかといいますと、自分が犯人だったとしたら、自分が被害者だったとしたら、自分が傍観者だったとしたらの3パターンを、クラス全体で考え、各自で書き出してもらうようにしました。もしかしてその中に犯人の子がいるのかもしれないし、傍観者だった子がいるのかもしれないし、それは分からないんですけども、例えば自分がそうだったらどういう気持ちになるんだろうということを考えてもらいました。小学校5年生のクラスだったんですけども、もし自分が加害者だったとしたらの中にもすごく温かい言葉がたくさんあったんですね。先生がとてもいい授業をしてくださったんだとも思います。

「もし僕がやったとしても、こんなに大事になっちゃったら言い出せないと思う」とか、「やっちゃって悲しい、ごめんなさいと言いたいのだけれども言えない」とか、加害者にもすごく寄り添った意見がいっぱい出てきたんですね。もちろん被害を受けたお子さんにもいっぱい温かい言葉がありましたし、そういうとてもいい授業を先生にさせていただきまして、それでそれをそのお子さんに届けましたら、そこから登校が再開できまして、それ以降は、そういったことが起こらなくなりました。だから、犯人捜しをすることが全てではないと思って、私はそれからずっとそのことを胸に、やってきました。本当に発達途中の子どもたちなので、やったほうもやられたほうもいい形で伸びていっていただきたいと思っています。

委員長がおっしゃられたように、教育が未然防止をするんだというお言葉がこのケースと思い出させてくれました。

○委員長 ありがとうございます。

今伺いまして、ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。何かございましたらぜひ。時間が来ているからあれなんですけれども、非常にいいご提案をいただきましたので、もしよろしければ先ほど教師のいじめの問題というか、先生の存在ということとずっと強調されておっしゃっていただいたので、何か教師の共有できにくい部分があるというふうなお話で、その辺ちょっとよろしかったら言及していただけますでしょうか。

先ほど先生としてなかなか同じ学校にいるから情報共有できないとか言いにくいというお話がございましたが。

○委員 どうなのでしょう。いや、ちょっとどうしたらいいか。やっぱり厳し過ぎるとか、それとか十分コントロールできていないとかということ、多分先生とかが見たら、各クラスの担任が見たら思われたりなさるんじゃないかなと思うんだけど、それぞれの教師が独立した立場で多分指導なさっているという想像を私はできますけれども、その中でベテランといえども、あるいは新米といえども、その人の教えるスキルとか、ここに書いてあった子どもの権利を守るという意味での指導というところにつなげていく何か方策がもし先生、私はこうやって持っているんですよみたいなものがあれば教えていただけたらすごくうれしいというか、励みになります。

○委員長 どうでしょうか。

○委員 私も長く教員をやっていて、昔は本当に書き順とか止めはねみたいなものまで細かく指導してきた部分があって、徐々に特別支援教育とか国のほうもいろん

なおお子さんの実態に合わせて指導していかなくちゃいけないとなって、今は個別最適な学びとか、そういうことも出てきているので、過渡期だと思うんですね。今いただいたようなことはやっぱり校長も課題意識を持って、各校でその子に合った指導をしてくださいということはしていると思いますので、今日この機会に教えていただいて、また改めて教員に話そうと思っています。いろんな多様な子どもの実態を受け止めて授業していこうというふうに、今現場は変わってきていると私は思っています。

○委員長 ありがとうございます。

もっと伺いたいんですけども、時間が来てしまっておりますので、幸いなことに今年は2回ありますので、今日の課題は2回目に持ち越していただいて、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

今日意見を言えなかった部分とか課題もいっぱい残っている気がしますし、1つだけ私ちょっと言いたいのは、東京都の先生の場合は、これ全国そうですけれども、東京都の先生は異動がとても激しいです。そういう意味ではなかなか教育委員会というのは難しい面もあるかもしれないなという気もするんですね。そういう意味で、非常に大事な議論が今日はできたように思います。第2回目に期待をしながら、時間が延びたことをおわびしつつ、一応私のほうから締めにさせていただいて、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

○高丸統括指導主事 それでは、ありがとうございました。様々な本日ご議論いただきましたことをしっかりと教育委員会として受け止めて、今後の施策に生かしていきたいというふうに思います。

○委員長 では、以上で第1回の対策委員会を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

—了—